

岸和田市学習支援事業公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「岸和田市学習支援事業業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 岸和田市学習支援事業業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙「岸和田市学習支援事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業 務 期 間 令和 8 年 3 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3. 予算額

委託料の上限は 24,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. スケジュール

- 令和 7 年 9 月 29 日（月） 公募開始
- 令和 7 年 10 月 7 日（火） 質疑書の締切
- 令和 7 年 10 月 14 日（火） 質疑回答予定
- 令和 7 年 10 月 15 日（水） 参加申込書の提出締切
- 令和 7 年 10 月 20 日（月） 参加資格通知書送付予定
- 令和 7 年 10 月 27 日（月） 企画提案書等の提出締切
- 令和 7 年 11 月 17 日（月） プレゼンテーション
- 令和 7 年 11 月 17 日（月） 選定委員会の実施
- 令和 7 年 11 月 26 日（水） 選定結果の通知
- 令和 8 年 2 月 27 日（金） 契約締結期限

5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市の指名競争入札参加資格を有する者。または、他の自治体で同様の事業について受託実績のある者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例による

こととされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。

- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。
ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
- (7) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行。以下「措置要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (8) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に該当する事実がないこと。
- (9) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

6. 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒596-8510 岸和田市岸城町 7-1

岸和田市福祉部福祉政策課 困窮者支援担当（本庁舎旧館 2 階）

電話 072-423-9141 FAX 072-423-8686

メールアドレス fukushi-konkyu@city.kishiwada.osaka.jp

(2) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び岸和田市財務規則等を理解した上で、次の書類を提出すること。

① 参加申込書（様式 1） 1 部

なお、岸和田市において令和 6・7 年度入札参加資格登録事業者でない者は、以下のアからオの書類全て 1 部。 ※令和 6・7 年度入札参加資格登録事業者は不要。

- ア 登記事項証明書（登記簿謄本） ※写し可
- イ 業務経歴書（様式 2）
- ウ 納税証明書（法人税、消費税・地方消費税の納税証明） ※写し可
- エ 法人市民税納税証明書（岸和田市に本社、支店等の事業所がある場合）
※写し可
- オ 固定資産税納税証明書（岸和田市に固定資産を有する場合） ※写し可
- カ 財務諸表（直前決算分の貸借対照表・損益計算書）

② 企画提案書（様式 3） 9 部

正 1 部は、提案者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、下欄に担当者連絡先を記載すること。副 8 部は正と同一のもので、審査に使用するので提案者が判別できるような記載等は該当箇所を黒く塗りつぶすこと。

（3）書類提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限：

参加申込書 令和 7 年 9 月 29 日（月）から令和 7 年 10 月 15 日（水）午後 5 時まで

企画提案書 令和 7 年 10 月 20 日（月）から令和 7 年 10 月 27 日（月）午後 5 時まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

② 提出場所：（1）に同じ

③ 提出方法：持参（平日の午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

7. 質疑・応答

（1）受付期間：公募開始日から令和 7 年 10 月 7 日（火）午後 5 時必着

（2）提出方法：別紙の質問書（様式 4）により、電子メールにて提出すること。なお、必ず電話等で送信した旨伝え、担当課で着信したことを確認すること。
※電話又は口頭による質問は受け付けない。

（3）回答日時：令和 7 年 10 月 14 日（火）

（4）回答方法：質問への回答は案件情報をホームページに掲示し、個別には回答しない。

8. 企画提案書作成方法

企画提案書鑑（様式 3）を用いること。

企画提案書には、以下のことを記述すること。

- a. 提案趣旨
- b. 業務執行体制

- ・事務所（連絡先）
- ・支援業務体制（出務体制）
- ・支援業務を行う者の経歴、資格等
- ・バックアップ体制等（連絡体制を含む）

c. 業務内容

- ・具体的な支援方法と内容（具体的な支援事例 等）
- ・業務の進め方
- ・支援スケジュール
- ・進捗状況管理方法

※貴社で実施している独自の取り組み等があれば記載してください

d. 費用の見積もり

※仕様書では費用の積算方法・単価等の詳細については定めていませんが、積算方法は、支援回数毎等の単価を設定し、支援実績に基づいて積算する見積もりをお願いします（ただし、年間を通じた人件費や事務経費等の固定的にかかる経費は別途積算可）。

e. 業務実績

学習支援に関する業務実績（件数と主要取り組み事例の概要）

f. 受託に際しての条件等の特記事項

9. 評価方法等

（1）評価基準

別紙「評価基準」のとおり

（2）プレゼンテーション等の実施

企画提案書について、プレゼンテーション等を実施する。

①開催日時 令和7年11月17日（月）

時間については別途通知する。

②場所 岸和田市役所 職員会館2階 大会議室 岸和田市岸城町5番8号

③実施内容

- ・審査時間は45分とし、審査時間のうち30分は説明時間、15分は質疑応答に充てる。
- ・審査の順番は、企画提案書等の提出受付順とする。
- ・注意事項
 - ア 指定の時間に来ない場合は、審査を棄権したものとみなす。
 - イ 遅刻の場合は、指定時間内（終了時間を延長せずに当該時間帯の残時間）において審査を行う。ただし、公共交通機関にダイヤの乱れ等、やむを得ない事情によるものと市が判断した場合は、再度ヒアリング審査の実施

時間を決定する。

ウ プロポーザル審査を棄権したものは失格とする。

エ プロポーザル審査において、審査員及び事務局に対する参加者からの質問は受付けない。

オ プロポーザル審査は非公開で実施する。ただし、情報開示の請求が行われた場合は、岸和田市情報公開条例に基づき公表する。

カ プロポーザル審査参加者は、審査状況を録画または録音してはならない。

キ プロポーザル審査の際、パワーポイント等の機材を使用する場合は、企画提案書を提出する際に申し出ること。また、パソコンやプロジェクターは参加者で準備すること。（スクリーンは市において準備する。）

（３）評価方法

企画提案書、プレゼンテーション等について、評価基準に基づいて、選定委員の採点により評価する。

（４）候補者の選定方法

① 失格者を除いた者の内、（３）の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

② 最高点の者が複数の場合は、価格見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定する。

③ ①、②に関わらず、総合点が６割に満たない場合は、候補者として選定しない。

（５）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

③ 参考見積書の金額が、上記３．予算額の委託料上限額を超える場合

④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤ 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目を案件情報ホームページにおいて公表するとともに、所管課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

（１）候補者の名称、法人番号、総合点及び選定理由

（２）（１）以外の参加者の総合点

(3) 選定委員の所属及び役職名

11. 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と岸和田市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、岸和田市財務規則第123条第1項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。※履行保証保険等証明書、契約保証金免除申請書(様式5)を提出
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

13. 情報公開及び提供

市は提案者から提出された企画提案書等について、市は岸和田市情報公開条例(平成12年3月21日条例第9号)に基づき、開示、非開示等の判断をする。

14. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を岸和田市に請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面(様式は任意)により、上記6.(1)あてに提出すること。
- (4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は

全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（５）参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（６）本件実施後、契約締結前に候補者が措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合、又は指名停止要綱に該当する事実が発覚した場合は契約を締結できない。